

『社会保険労務手帳〈2024年版〉』
お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様にはお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P111 雇用保険 一般被保険者の求職者給付 基本手当	〈就職困難者〉の表中、「年齢\被保険者であった期間」について、「45歳以上60歳未満」の1年以上～すべて「300」	〈就職困難者〉の表中、「年齢\被保険者であった期間」について、「45歳以上60歳未満」の1年以上～すべて「 <u>360</u> 」